

2025年3月10日

お客さま各位

株式会社 静岡中央銀行

当座勘定規定の改定について

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

この度、静岡中央銀行では、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始にともない、下記のとおり当座勘定規定を改定します。

なお、改定後の規定は、本改定前より当座預金をご契約いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定となる預金規定

当座勘定規定

2. 改定日

2025年4月1日（火）

3. 改定部分の新旧対照表

払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始にともない、以下の条項を追加、変更いたします（下線部分を追加、変更）

改定前	改定後
第11条（手形・小切手の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第11条（手形・小切手の支払 <u>等</u> ） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当行所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>(3) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u>

<p>第 12 条 (支払の範囲)</p> <p>(1) 同日に数通の手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。</p>	<p>第 12 条 (支払の範囲)</p> <p>(1) 同日に数通の手形、小切手、<u>あるいは払戻請求書</u>等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払いはしません。</p>
<p>第 13 条 (支払の選択)</p> <p>(1) 同日に数通の手形、小切手等の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>	<p>第 13 条 (支払の選択)</p> <p>(1) 同日に数通の手形、小切手、<u>払戻請求書</u>等の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。</p>
<p>第 15 条 (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p>	<p>第 15 条 (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手、<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) 当座勘定から各種料金等の自動支払をする場合には、当行所定の手続をしてください。</p>
<p>第 25 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p>	<p>第 25 条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) ～ (3) 略</p>

以 上